

刑罰の目的と存在理由について

井田 良（中央大学）

「刑罰の目的と存在理由」を論じることがなぜ必要か

- **刑罰制度の目的と存在理由についての基本的考え方は、死刑をめぐる議論の前提ないし基盤**となっている。そこにおいてある程度の合意がないとすれば、死刑制度をめぐって議論しても、お互いの主張はかみ合わず、すれ違いに終わらざるをえない
- ヨーロッパの国のほとんどは死刑制度を廃止しているが、その理論的基盤を見ると、そこに**共通した刑罰イメージがもたれている**ように思われる。それはどのようなものであるか？

いわゆる応報刑論について

- 日本の実務においても、学説においても、また一般世論においても支配的なのは**応報刑論**
- 犯罪という「害」に対し、それに見合った「害」が加えられないとすればバランスを欠く→**罪刑の均衡**を求め、それが実現されないのは不正義だと感じる、われわれ誰しもがもつ共通感覚を基盤とする
- 現代の死刑存置論の前提には、**我々誰しもが共通にもっている素朴な感覚に立脚した応報刑論がある**→その基本思想は、死刑制度の問題に限らず、特に平成期に入ってからの日本の刑事司法のあり方を大きく規定してきた

3

「実害対応型の応報刑論」の問題点

- 刑事裁判を不毛な「ゼロサムゲーム」の場とし、責任主義等の人権保障原則を敵対的な障害物と見なすことにつながる
 - 法律家と、被害者および一般市民との間に対立を生じさせ、それを深め、相互理解を阻害することになってしまう
 - 処罰に当たり犯罪の背景や社会的原因などが度外視され、刑罰が行為者の将来においてもつ効果など重要でないということになってしまいかねない
- 死刑の存廃の問題は、**今後、日本の刑事司法をどういうものにしていくか・次の世代にどういう刑事司法制度を受け渡していくのか**の問題

4

もう一つの応報刑論

- ヨーロッパにおいては、**実害対応型の応報刑論はとれない**ということ合意がある。応報刑が語られるときでも、犯罪の「害」とは、刑法規範の効力を動揺させるという「(不可視的な)害」のことであり、規範の維持・回復のためにその害に応じた刑罰を科すものとされる
- 刑罰制度は、規範に従って意思決定できる能力(責任能力)をもつ人に規範の遵守を求め、その違反に対し制裁を科すことにより、規範の効力を維持して社会秩序を守ろうとするもの→責任が肯定できることは、刑罰が効果をもちうる大前提(=責任は敵対物ではない)
- 刑法が保護しようとするものは、**刑法規範の効力という公益**であり、刑罰制度は、公共の利益(規範の効力の維持・回復)のために個人の利益を剥奪するもの=**公益のために私益を犠牲にする制度**

5

まとめ

- われわれが応報刑論に立脚するとしても「実害対応型の応報刑論」は決して唯一のものではなく、刑事司法制度のためにプラスになるものではなく、国際的にはそれに対し疑問符が付されていること
- 「実害対応型の応報刑論」を当然の共通理解として前提に置くことはできないとすれば、被害感情の考慮から、ただちに死刑存置の結論を導くこともできないこと。死刑制度の基礎づけのためには被害感情以外の根拠を持ち出さない限り、国際的に通用する議論にはならないこと
- ヨーロッパの国々が死刑を廃止していることは、**公益のために、いいかえれば社会の必要性のために個人を毀滅すること**が今の国家観・憲法観に合致しないことを理由とするものであること

6